

たばこ市民マナー向上エリア制度

平成20年度

活動団体募集案内

「たばこ市民マナー向上エリア制度」は、道路、広場、公園その他の公共の場所で、市民・事業者の皆さんが自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に大阪市が支援及び協働することにより、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める取り組みです。



路上喫煙マナー・モラル向上にむけて

マナー

募集期間

6月1日～7月31日



活動団体の取り組み

例

活動団体は、自ら活動名称や活動エリア、活動内容、計画などを定め、路上喫煙の防止に向けた様々な取り組みを行います。

- ◆ 日常的な街頭啓発
- ◆ 啓発イベント
- ◆ ポスターの掲示
- ◆ リーフレット掲示、物品の配布
- ◆ エリアの標示物の設置
- ◆ 路上喫煙実態調査
- ◆ その他独自の取り組み

大阪市の支援・協働

例

大阪市は、活動団体の自主性を重視しながら取り組みのパートナーとして対応します。

- ◆ 地域独自の啓発物品（ポスター・リーフレット等）の作成及び提供
- ◆ エリアを標示する看板などの標示物の作成及び提供
- ◆ キャンペーンや街頭啓発を行う際に本市職員を派遣（協働）

募集手続き（応募まで）

1 応募を検討

- 応募を検討される団体は、次の応募資格を確認してください。
- 活動名称や活動したいエリア、活動内容、計画などをご検討ください。
- 検討に際しては、大阪市環境局（路上喫煙対策担当）にご相談いただけますと、一緒に検討をします。

応募資格

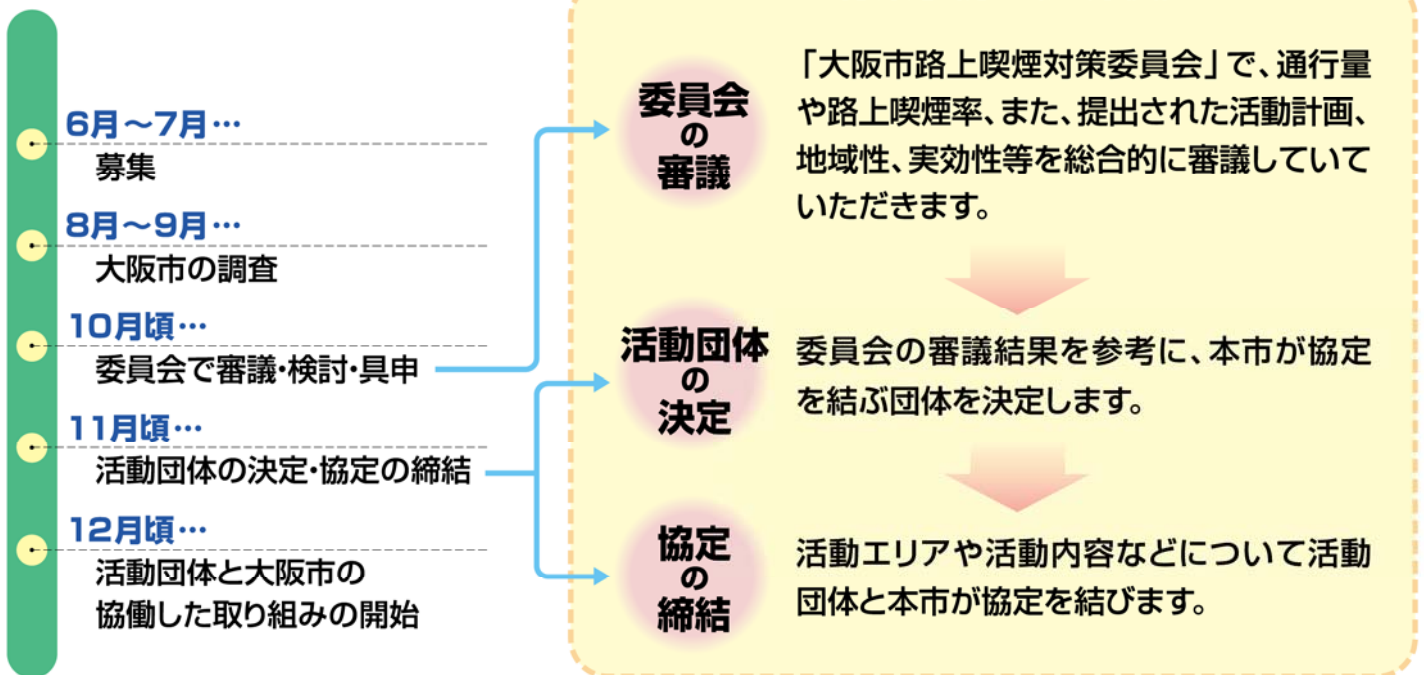
- 普段活動している、又は、これから活動しようとする地域において路上喫煙の防止に取り組もうとする市民・事業者団体で、当該地域に所在、または頻繁に利用する団体であること
- 路上喫煙の防止活動を行う者が10人以上であること
- 代表者・世話人等を選任し、随時本市との連絡調整と活動報告等の必要な書類の作成ができること

2 申し込み書類を提出

応募される団体は、大阪市環境局（路上喫煙対策担当）にご連絡いただき、お渡しする申し込み書類に必要事項を記入してご提出いただけます。

スケジュール

募集手続き（応募後）



連絡先

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階

大阪市環境局事業部 路上喫煙対策担当 ☎6630-3228 FAX 6630-3581

（土・日・祝日を除く 9:00～17:30）